

名古屋市告示第463号

有料公園施設の供用時間の変更について

名古屋市都市公園条例（昭和34年名古屋市条例第15号）第18条の4第2項の規定により、次のとおり有料公園施設の供用時間を変更しますので、名古屋市都市公園条例施行細則（昭和34年名古屋市規則第14号）第6条第3項の規定により告示します。

令和 7年 9月19日

名古屋市長 広 沢 一 郎

1 有料公園施設の名称

徳川園庭園

2 変更内容

令和 7年10月 4日及び同月 5日の供用時間について、「午前 9時30分から午後 5時まで」を「午前 9時30分から午後 8時まで」に変更します。

名古屋市緑政土木局緑地部緑地管理課